

資 料

フランス海事法〔II〕

中村眞澄

吉武雅子 山田泰彦

相原 隆 篠原権蔵 山口和子

目 次

I 海上事故に関する1967年7月7日の法律第67—545号

第1章 船舶の衝突（法第1条ないし第8条，令第1条）

第2章 海難救助（法第9条ないし第21条の2，令第2条）

第3章 海損（法第22条ないし第42条，令第3条ないし第6条）

第1節 共同海損の成立

第2節 共同海損の分担

第3節 共同海損の精算

附則（法第43条ないし第45条，令第7条および第8条）

II 船舶の機装および海上売買に関する1969年1月3日の法律第69—8号

第1編 船舶の機装

第1章 船舶機装者（法第1条および第2条，令第1条）

第2章 海上企業の補助者

第1節 船舶機装者の従属的補助者（法第3条，令第2条ないし第5条）

第2節 船長（法第4条ないし第10条，令第6条ないし第15条）

第3章 船舶機装者の独立的補助者

第1節 代理人

第1款 船舶代理人（法第11条ないし第13条，令第16条ないし第19条）

第2款 積荷代理人（法第14条および第15条，令第20条）

第3款 通則（法第16条および第17条）

第2節 水先人（法第18条ないし第25条，令第21条ないし第30条）

第3節 曳船（法第26条ないし第30条）

第2編 海上売買

第1章 積地売買（法第32条ないし第35条，なお，法第31条は本編の総則）

第2章 揚地売買（法第36条ないし第38条）

第3章 C A F 売買（法第39条ないし第41条）

附則（法第42条ないし第44条，令第33条および第34条）

I 海上事故に関する1967年7月7日の 法律第67—545号

第1章 船舶の衝突

法第1条〔適用法規〕

①航海船相互間または航海船と内水船との間に衝突が生じた場合，船舶，船内にある物または人に生じた損害に基づく賠償は，衝突の発生した水域のいかににかかわらず，本章の規定にしたがう。

②一定の場所に繫留されている装置を除き，すべての浮動装置（engins flottants）は，前項の規定の適用については，各場合に依じてこれを航海船もしくは内水船とみなす。

法第2条〔過失によらない衝突の損害〕

船舶の衝突が偶発の事故または不可抗力によって生じた場合，または事故の原因が不明である場合，その損害は，損害を被った船舶がこれを負担する。この場合，双方の船舶またはそのいずれか一方が衝突の際に碇泊していたか否かを問わない。

法第3条〔一方過失による衝突の場合〕

衝突が船舶の一方の過失によって生じた場合，過失のあった船舶が損害賠償の責任を負う。

法第4条〔双方過失による衝突の場合〕

①双方の船舶に過失があった場合、各船舶の責任は、それぞれの過失の軽重の割合による。ただし、状況によりその過失の割合を証明することができない場合、またはその過失が同等と判定される場合には、損害賠償の責任はこれを平分する。

②船舶または積荷に生じた損害、または乗組員、旅客その他船内にある者の動産その他の財産に生じた損害は、過失のある船舶が前項の割合に応じて、第三者に対しては連帯することなく、これを負担する。

③人の死亡または傷害によって生じた損害については、過失ある船舶は、第三者に対して連帯して責任を負う。ただし、本条の規定にしたがい確定的に負担すべき割合を超えて支払いをなした者の求償権の行使を妨げない。

法第5条〔水先人の過失による衝突〕

前数条に定める責任は、強制水先のとときであっても、衝突が水先人の過失によって生じた場合においても存続する。

法第6条〔間接衝突〕

前数条の規定は、船舶の衝突が存在しない場合においても、ある船舶が操船上の作為または不作為により、または規則の不遵守により、他船またはその船内にある物または人に対して生ぜしめた損害の賠償にこれを適用する。

法第7条〔時効〕

①損害賠償の請求訴権は、事故の日から2年を経過したときは、時効によって消滅する。

②第4条第3項に定める求償訴権を行使するための期間は、支払いのなされた日から1年とする。

③時効期間は、フランス裁判権に服する水域内において船舶を差し押えることができないときは進行しない。

法第8条〔公用船への適用〕

本章の規定は、第7条第3項の規定を除き、国有の、または公用に供される航海船および内水船にもこれを適用する。

令第1条〔管轄裁判所〕

①船舶衝突の場合、原告は、その選択により、被告の住所地を管轄する裁判所または二隻の船舶のいずれかが最初に避難または差し押えを受けたフランスの港を管轄する裁判所に被告を呼び出すことができる。

②船舶の衝突がフランス裁判権に服する水域内において生じた場合、原告は、衝突が生じた地を管轄する裁判所に被告を呼び出すことができる。

第2章 海難救助

法第9条〔適用法規〕

①海難に遭遇した航海船の救助および航海船と内水船との間で行われた同種の作業は、救助の行われた水域のいかんを問わず、本章の規定にしたがう。

②前項の規定の適用については、すべての浮動装置は、これを航海船または内水船とみなす。

法第10条〔救助料請求権発生の要件および救助料額の制限〕

①救助行為が有益な結果を得たときは、相当の救助料を請求することができる。

②救助が有益な結果を得られなかったときは、いかなる救助料をも請求することができない。

③いかなる場合においても、救助料の額は、救助された物の価額を超えない。

法第11条〔救助料請求権のない場合〕

被救助船の明示の、かつ、正当の事由による拒絶にもかかわらず救助活動に参加した者は、いかなる救助料をも請求することができない。

法第12条〔曳船契約に基づく救助〕

曳船をなす者は、被曳船またはその積荷の救助について救助料を請求することができない。ただし、曳船契約の履行とみなすことのできない特別の作業を行った場合はこのかぎりでない。

法第13条〔姉妹船間の救助〕

救助料は、同一の船舶所有者に属する船舶間で救助が行われた場合においても、これを請求することができる。

法第14条〔救助料額の決定および分配〕

①救助料の額は、当事者の合意によってこれを定め、合意なき場合は裁判所がこれを決定する。

②救助者相互の間、または各救助船の船舶所有者、船長および乗組員の間で分配すべき救助料の割合についても、前項と同様とする。

③救助船が外国船の場合には、船舶所有者、船長および船内の作業に従事する者の間における救助料の分配は、当該船舶の本国法の定めるところによる。

法第15条〔裁判所による救助に関する合意の取消・変更〕

裁判所は、当事者の一方の申立に基づいて、合意された条件が、行われた救助作業および第16条に定める救助料額の算定の基礎をしん酌して公正でないと認める場合、または、行われた救助作業が真の海難救助の性質を有しないと認める場合には、当事者が当該救助の合意に付与した名称のいかんを問わず、これを無効としまたは変更することができる。

法第16条〔救助料額の算定〕

①救助料額は、次に掲げる事項を基礎として、各場合の事情をしん酌して裁判所がこれを定める。

a) 第一位においては、得られた結果、救助者の尽力および功績、被救助船、その旅客および乗組員、積荷、ならびに救助者および救助船が遭遇した危難、救助に要した時間、費用および受けた損害、ならびに救助者の冒した責任負担の危険その他の危険、救助者が救助に供した物の価額。ただし、救助船が特別の設備を有するときはこれをしん酌する。

b) 第二位においては、救助された物の価額ならびに物品および旅客の運送賃。

②前項の規定は、第14条第2項に定める救助料の分配にこれを適用する。

③裁判所は、救助者とその過失によって救助を必要ならしめ、または窃

盗、隠匿その他の不正行為を犯したと認める場合には、救助料を減額し、またはその請求を許さないものとするができる。

法第17条〔人命救助〕

①生命の救助を受けた者は、いかなる救助料をも支払う義務を負わない。

②同一の海難に際して人命を救助した者は、船舶、積荷およびその付随の物を救助した者に対して与えられる救助料について、相当の分配を受けることができる。

法第18条〔救助料請求権の消滅時効〕

①救助料請求権は、救助作業の終了した日から2年を経過したときは、時効により消滅する。

②前項の規定にかかわらず、フランスの裁判権が及ぶ水域において被救助船を差押えることができないときは、時効期間は進行しないものとする。

法第19条〔船長の人命救助義務等〕

①船長は、海上において生命の危険に在る者があるときは、自己の船舶、乗組員および旅客に重大な危難を及ぼさないかぎり、敵国人であってもこれを救助しなければならない。

②船舶所有者は、前項の規定に違反したことを理由として責任を負わない。ただし、船舶所有者が現実には、かつ、直接に関与していたときはこのかぎりでない。

法第20条〔郵便物の救助〕

郵便物については、その種類のいかんを問わず、いかなる救助料をも請求することができない。

法第21条〔国有船等への適用〕

①本章の規定は、第18条第2項を除いて、国の所有または公用に供される航海船および内水船にもこれを適用する。第13条および第14条第2項は、国の所有する航海船および内水船にはこれを適用しない。

②フランス海軍の艦長に課される救助義務は、第19条の規定にかかわらず、軍事裁判法典第455条によりこれを定める。

法第21条の2〔救助者の責任制限〕

(1984年12月22日の法律第84—1173号により追加) ①救助者は、1976年11月19日にロンドンにおいて成立した海事債権に関する責任制限条約が定める救援救助活動と直接関連する人的もしくは物的損害を理由として責任を負うとき、ならびに、かかる活動から生じたその他一切の損害を理由として責任を負うときは、責任の根拠のいかんを問わず、責任を制限することができる。

②前項の責任制限は、航海船その他の船舶の地位に関する1967年1月3日の法律第67—5号第7章に定める船舶所有者の責任制限に適用される条件と同一の条件にしたがう。

③救助者の使用人は、救助者と同一の条件にしたがって責任を制限することができる。

④救助作業を遂行する船舶以外の船舶から救助を行った救助者の責任限度額は、1967年1月3日の法律第67—5号第61条に定める船舶所有者に関する規定にしたがってこれを算定する。

⑤船舶から救助を行わなかった救助者、または、救助作業の提供を受けた船舶上でのみ救助を行った救助者の責任限度額は、本条第1項の海事債権に関する責任制限条約第6条の5に定める規定と同一の規定により、かつ、1500トン为基础としてこれを算定する。

令第2条〔外国の裁判権が排除される場合〕

外国の裁判所に管轄権を付与する条項、または外国にある仲裁裁判所に管轄権を付与する仲裁条項は、救助船および被救助船がフランス国籍を有し、かつ、救助がフランスの裁判権の及ぶ水域で行われたときは、これを無効とする。

第3章 海損**法第22条〔海損の種類と特約〕**

①海損は、これを共同海損または単独海損とする。

②海損は、当事者間に反対の特約がないかぎり、以下の規定にしたがうものとする。

③運送人が船荷証券の条項において、本法の規定とその他の規定との間で適用を留保する選択権は記載のないものとみなす。

法第23条〔単独海損〕

①共同海損の成立が認められない海損は、すべて単独海損とする。

②単独海損においては、損害を被った財産の所有者または費用を支出した者がこれを負担する。ただし、責任の追及、償還または補償の請求について訴訟を提起することを妨げない。

第1節 共同海損の成立

法第24条〔共同海損の定義〕

共同海損は、海上航行にかかわる利益につき共同かつ急迫の危険を回避するために犠牲を払い、または特別の費用を支出した場合に成立する。

法第25条〔船長の決定権限〕

犠牲および費用は、船長によって決定されたものでなければならない。

令第3条〔航海日誌への記載〕

①船長は、犠牲および費用を払う必要があると決定した場合、事故が発生した日時および場所、その決定を下した理由および命令した処置の内容を遅滞なく航海日誌に記載しなければならない。

②船長は、船舶が到着した最初の港において、その到着後24時間以内に、航海日誌に記載した事実を確認しなければならない。

法第26条〔共同海損の成立〕

海上航行にかかわる財産に事実上生じた損傷および滅失ならびにこれら財産につき支出された費用は、それが船長により決定された共同海損行為の直接の結果として生じた場合にかぎり、共同海損として認められる。

法第27条〔過失による事故〕

犠牲または費用を生ぜしめた事故が、海上航行に参加している当事者の一人の過失に起因する場合においても、共同海損は成立するものとする。ただし、その過失について責に帰すべき者に対して求償権を行使すること

は妨げない。

法第28条〔補足的費用の請求〕

共同海損として認められるべき費用または損失を回避するために任意に支出した補足的費用については、節約された費用または回避された損失の額を限度とし、これを共同海損として分担請求することができる。

第2節 共同海損の分担

法第29条〔共同海損の分担〕

共同海損は、以下に定めるところにしたがい評価される船舶、運送貨および積荷がこれを負担する。

法第30条〔船舶および運賃の評価〕

①船舶は、航海を終了した港における価額に応じて共同海損を分担する。その価額には、船舶が犠牲を被った場合にはその額を加算する。

②確定的に取得しない総運送貨および旅客運送貨は、その3分の2の額について分担する。

法第31条〔運送品の評価〕

救助されまたは犠牲に供された運送品は、陸揚港における実際または推定の市場価格に応じて分担する。

法第32条〔船舶の損害額の決定〕

①船舶につき共同海損として認められる損害および滅失の価額は、航海を終了した港においてこれを決定する。

②前項の規定は、船舶が犠牲を払った場合の修理費用についてこれを適用する。修理費用は、修理が実施された場合は実際の価格、実施されていない場合は見積り価格とする。

法第33条〔運送品の損害額の決定〕

運送品につき共同海損として認められる損害および滅失の価額は、陸揚港においてこれを決定する。運送品が犠牲となった場合の費用についても

また同様とする。この場合、当該運送品が陸揚港において良好な状態であった場合の市場価格に基づいてこれを算定する。

法第34条〔過少申告された運送品の評価〕

実際の価額より低い価額をもって通告された運送品は、その実際の価額にしたがって共同海損を分担する。ただし、その運送品が被った滅失または損傷については、通告した価額に応じた額の共同海損のみが認められる。

法第35条〔共同海損の分担から除外される運送品〕

①船荷証券または船長の受領証が作成されていない運送品が犠牲に供された場合、これを共同海損として認めない。ただし、これらの運送品が救助された場合は共同海損を分担する。

②前項の規定は、甲板積みの貨物についてもこれを適用する。ただし、甲板積みの貨物を艙内積み貨物として取り扱う沿岸小航海の場合はこのかぎりでない。

法第36条〔違法な甲板積み貨物の投荷〕

傭船契約および海上運送契約に関する1966年6月18日の法律第66—420号第22条に該当する違法な甲板積み貨物の投荷の場合、投棄された貨物の価額は、これを共同海損として認めない。

法第37条〔手荷物等の特則〕

船荷証券ないし受領証の発行されていない乗組員および乗客の手荷物および身の回り品ならびにあらゆる種類の郵便物は、救助された場合でも共同海損を分担しない。ただし、犠牲になった場合には本法第24条以下の規定にしたがって分担を請求することができる。

法第38条〔分担の方法〕

- ①共同海損の分担は按分比例によって行う。
- ②分担者の一人が支払不能の場合、この者の分担額は他の者が各自の利益に応じた割合でこれを分担する。
- ③共同海損を分担する者は、その物の価額を限度として支払いをなすべき責任を負う。

第3節 共同海損の精算

第39条〔全損の場合〕

海上航行にかかわる利益の全損の場合には、精算を行うことを要しない。

第40条〔時効〕

共同海損に基づくすべての訴権は、その航海が終了した日から5年を経過した時は時効により消滅する。

第41条〔運送品の留置〕

船長は、分担額の支払いがなされるまで運送品の引渡しを拒絶し、その運送品を供託することができる。ただし、権利承継人の十分な保証があるときはこのかぎりでない。

第42条〔船舶機装者の先取特権〕

船舶機装者は、共同海損の分担請求権について、運送品または運送品の引渡し後15日間その売却代金の上に先取特権を有する。ただし、運送品が第三者の手に渡ったときはこのかぎりでない。

令第4条〔共同海損の立証責任〕

特定の損害または特定の費用が共同海損として認められるべきことを立証する責任はそれを主張する当事者が負う。

令第5条〔裁判所による精算人の指名〕

①共同海損の精算について当事者間で意見が一致しない場合、当事者のいずれか一方の請求に基づき、最終の陸揚港の商事裁判所長は一人または数人の海損精算人（expert répartiteurs）を選任する。商事裁判所が置かれていない場合には、大審裁判所所長がこれを行う。

②前項に定める港がフランス以外の地にあるときは、海損精算人は、船籍港を管轄する裁判所の所長がこれを選任する。

令第6条〔裁判所の認可〕

①すべての利害関係人間において精算の示談が成立しない場合には、精算は当事者の請求に基づき、裁判所の認可に付される。

②認可が拒否された場合、裁判所は新たに海損精算人を指名する。

附 則

法第43条〔廃止規定〕

商法典第397条ないし第429条および第436条、海難救助に関する1916年4月29日の法律、ならびに本法と抵触するその他のすべての規定は、これを廃止する。

法第44条〔施行期日〕

本法は、海上事故に関する法的措置 (dispositions réglementaires) を定める命令を、フランス共和国官報に公布した日から3ヵ月経過した日より施行する。

令第7条〔施行期日〕

本命令は、フランス共和国官報に公布された日から3ヵ月経過した日より施行する。

法第45条〔適用範囲〕

本法は、海外領土にもこれを適用する。

令第8条〔適用範囲〕

本命令は、海外領土にもこれを適用する。

Ⅱ 船舶の艤装および海上売買に関する 1969年1月3日の法律第69—8号

第1編 船舶の艤装

第1章 船舶艤装者

法第1条〔船舶艤装者の意義〕

船舶艤装者とは、船舶の所有者であると否とを問わず、自己の名をもって船舶を経営する者をいう。

令第1条〔船舶艤装者の類型〕

船舶は、個人もしくは船舶共有の形態をもってする船舶艤装者により、または普通法にしたがって設立された会社により、経営される。

法第2条〔船舶艤装者の推定等〕

- ①船舶所有者または船舶共有者は、これを船舶艤装者と推定する。
- ②傭船契約における傭船者は、その契約において傭船者を船舶艤装者とする旨を定め、かつ、これを適法に公示しているときは、船舶艤装者となる。

第2章 海上企業の補助者

一
八
二

第1節 船舶艤装者の従属的補助者

法第3条〔使用人の行為に関する船舶艤装者の責任〕

船舶機装者は、陸上および海上の使用人の行為については、普通法にしたがい責任を負う。ただし、航海船その他の船舶の地位に関する1967年1月3日の法律第67—5号第7章に定める責任の制限ある場合はこのかぎりでない。

令第2条〔船舶機装者とその使用人〕

船舶機装者は、陸上および海上の使用人の補助を得て、船舶を経営する。

令第3条〔設置した支店の届出〕

船舶機装者は、フランス国内または国外に設置する支店を海運担当大臣に通知することを要し、その通知書には、各支店の営業所管内にある港を示さなければならない。

令第4条〔船舶機装者に対して効力を有する使用人の行為〕

船舶機装者の頭書をもって印刷した書式に基づいて支店の使用人が締結したすべての契約または署名したすべての法律行為は、船舶機装者に対して効力を有する。

令第5条〔支店の使用人の代理権〕

①支店の使用人は、支店管内の港の管海官庁 (autorités administratives) に対し、船舶機装者を代理する権限を有する。

②支店の使用人は、支店の営業活動に関し、船舶機装者に宛て送付された裁判上または裁判外のすべての文書ならびに支店管内の港において発生した事故もしくは支店管内の港のいずれか一つに船舶が避難する原因となった事故に関する文書を受領することができる。

第2節 船 長

法第4条〔船長の選任〕

船長は、船舶所有者がこれを選任し、傭船契約の場合には、船舶所有者と傭船者との間で締結された契約にしたがい、船舶機装者がこれを選任する。

法第5条〔船長の責任〕

船長は、その職務の遂行につき過失があったときは責任を負う。

令第7条〔船長の検査義務〕

船長は、法令の定めるところにしたがい、船舶の検査につき注意を尽くさ

なければならない。

令第8条〔船内に備え置くべき書類〕

船長は、次に定める書類を船内に備え置かなければならない。

船舶国籍証書

海員名簿

傭船契約書および積荷に関する書類

船舶安全証明書その他の規則に定める検査証明書

船舶および積荷に関する税関の目録その他の書類

その他法令に定めるすべての書類

令第9条〔出入港等における船長の船舶指揮の義務〕

①船長は、障害のある場合を除き、港湾、運河および河川の出入に際して自らその船舶を指揮しなければならない。

②規則の定めるところにより水先人が在船している場合であっても、船長は、前項に定める義務を免れることができない。

法第6条〔船長の権限〕

船長は、船舶機装者が本店または支店を有する地以外の地においては、船舶および船舶の運航に通常必要な行為をなす権限を有する。

令第10条〔船長の書類受領権〕

船長は、船舶機装者に宛て送付された裁判上または裁判外のすべての文書を受領することができる。

法第7条〔船長の契約締結権限の制限〕

船長は、船舶機装者が明らかに委任した場合を除き、または船舶機装者との交信が不能であって、管轄権を有する裁判所の許可もしくはフランス国外にあるときにはフランス領事の許可を得た場合を除いて、その他の契約を締結することができない。

法第8条〔緊急の場合における船長の権限〕

①船長は、船舶機装者が本店または支店を有する地以外の地において、緊急の場合、船舶機装者の名をもって、船舶機装者、旅客および荷送人の権利を保全する行為をすることができる。

②前項の場合において船舶機装者は、旅客および荷送人の事務管理者と

して行爲したものとなす。

令第11条〔航海日誌の査証・海難報告書〕

①船長は、船舶の着港に際して、航海日誌を所轄当局に提出して、その査証を受けなければならない。

②航海中において船舶、乗船者または積荷に関し異常の事故が生じたときは、船長は、前項の定めるところにしたがうほか、船舶の着港後24時間以内に詳細な報告をしなければならない。船長は、この報告をなし、かつ、所轄当局の指示にしたがい、かつその検査を受けた後でなければ、いかなる積荷の荷揚げもできない。ただし、船舶および積荷に必要があるときはこのかぎりではない。

令第12条〔海難報告書の提出〕

①命令第11条第2項に定める報告は、商事裁判所長に提出してその確認を受けなければならない。

②商事裁判所がない地においては、小審裁判所裁判官が前項の確認を行う。小審裁判所裁判官は、最寄りの商事裁判所長にその報告書を遅滞なく送達しなければならない。

③いずれの場合も、その報告書は商事裁判所書記局に備え置かなければならない。

令第13条〔海難報告書のフランス国外における提出〕

フランス国外の港においては、命令第11条第2項に定める報告書は、フランス領事に提出してその確認を受け、フランス領事は、船長にその受取書を交付する。

令第14条〔離路の理由の申告〕

出港時に予期しない港への寄港を航海中余儀なくされたときは、船長は、税関に対する手続のほか、次の者に対して寄港の理由を申告しなければならない。

フランス共和国の領土内においては、令第12条の定める区別にしたがい、商事裁判所長または小審裁判所裁判官

フランス国外においては、フランス領事

令第15条〔海難証明〕

①海難に遭遇し、単独でまたは乗組員の全部もしくは一部とともに救助された船長は、その地の裁判官、裁判官がいないときはその他の民事当局に出頭してこれを報告し、かつ救助され、船長と同行した乗組員の報告をもって

調査を受け、謄本を作成しなければならない。

②裁判官は、前項のほか、すべての調査とくに救助された旅客または旅客以外の者で海難時にその場に居合わせた者から事情を聴取することによって調査を行うことができる。

法第9条〔船長自身の計算による積荷の船積禁止〕

①船舶機装者の書面による許可を得ることなく、船長が自らの計算で物品を船舶に船積することは、これを禁止する。

②前項の定めに違反した場合、船長は、その積荷の運送賃の2倍の額の補償金を船舶機装者に対して支払わなければならない。

法第10条〔航海日誌等の記載の証明力〕

航海日誌その他の船内日誌は、反対の証明があるまでは、そこに記載された事故および状況が存在したことの証拠となる。

令第6条〔航海日誌の作成等〕

①船長は、航海日誌を作成し、かつ、その他の船内日誌の適切な保存に注意を尽くさなければならない。

②航海日誌には、商事裁判所所長がこれに登録番号を付しかつ略署する。

③航海日誌には、気象および慣例の海技に関する事項のほか、船舶および航行に関するすべての重要な出来事を詳細に記載する。航海日誌は、余白をあけることなく一日ごとに記載し、船長は、その記載に毎日署名しなければならない。

第3章 船舶機装者の独立的補助者

第1節 代理人

一七八

第1款 船舶代理人

法第11条〔船舶代理人の権限〕

船舶代理人は、船舶機装者の有償受任者として行動する。船舶代理人は、船舶およびその運航の必要と計算において、船長自身が行わない業務を行う。

令第16条〔船舶代理人の任務〕

①船舶代理人は、船長に代わり、船舶の出航に際しては運送品の受取り、船舶の到着に際しては運送品の引渡しを行う。

②船舶代理人は、船舶およびその運航に通常必要な行為を行う。

令第17条〔船舶代理人のその他の任務〕

船舶代理人は、前条のほか、船舶機装者または船長から一切の任務を付託される。

令第18条〔船舶代理人の通知受領権限〕

船長が受領することのできる一切の裁判上または裁判外の文書は、これを船舶代理人に通知することができる。

令第19条〔裁判管轄〕

命令第16条に定める業務から生じた船舶機装者に対する一切の訴えは、その業務を行った船舶代理人の住所地を管轄する裁判所に提起することができる。

法第12条〔船舶代理人の行為に基づく債権の先取特権〕

船舶代理人の行為により船舶機装者に対して生じた債権は、その行為が船長に代わり船舶に通常必要なものであるときは、航海船その他の船舶の地位に関する1967年1月3日の法律第31条第6号に定める先取特権を有する。

法第13条〔船舶代理人の責任〕

船舶代理人は、その保管または取り扱う運送品の滅失または損傷については、傭船契約および海上運送契約に関する1966年6月18日の法律第66—420号第52条ないし第55条の定める条件にしたがって責任を負う。第11条に基づき船舶代理人の行ったその他の業務については、普通法の定めるところにしたがい責任を負う。

第2款 積荷代理人

法第14条〔積荷代理人の権限〕

積荷代理人は、運送品の権利承継人の有償受任者として関与する権限を有する。積荷代理人は、運送品の権利承継人の計算において積荷を受け取り、運送賃を支払う。

令第20条〔積荷代理人による留保〕

①積荷代理人は、運送人またはその代理人に対し、法律により定められた条件および期間において、運送品の状態および数量につき必要な留保をしなければならない。

②前項の留保がなされなかった場合は、船荷証券に記載された状態および数量で運送品が受け取られたものと推定する。ただし、この推定は、積荷代理人と運送人との関係においては反証によりこれを覆すことができる。

法第15条〔積荷代理人の責任〕

積荷代理人は、運送品の損傷および滅失に関しては、傭船契約および海上運送契約に関する1966年6月18日の法律第66—420号第52条ないし第55条の定める条件にしたがって責任を負う。

第3款 通 則

法第16条〔訴権の時効〕

船舶代理人または積荷代理人に対する一切の訴権は、1年の時効により消滅する。

法第17条〔国際的事項に関する準拠法〕

国際的事項については、船舶代理人または積荷代理人の締結した契約および行為には、これら代理人が業務を行った港に施行されている法律を適用する。

第2節 水先人

法第18条〔水先人の責任〕

①水先人は、水先業務中に生じた損害につき、第三者に対して責任を負わない。

②水先人は、嚮導される船舶の機装者との関係においては、損害が水先人の過失に基づくものであったことを船舶機装者が証明した範囲において、その損害を分担する責任を負う。

法第19条〔船舶機装者の責任〕

①水先業務中または水先人の乗船および下船の操船中に水先人に生じた事故については、嚮導される船舶の機装者が責任を負う。ただし、船舶機装者が水先人または水先船の船員の過失を証明したときはこのかぎりではない。

②水先業務中に水先船に生じた損傷については、嚮導される船舶の機装者が責任を負う。ただし、船舶機装者が水先人の重大な過失を証明したときはこのかぎりではない。

③水先人の乗船および下船の操船中に水先船の船員に生じた事故については、嚮導される船舶の機装者が責任を負う。ただし、船舶機装者が水先人または水先船の船員の過失を証明したときはこのかぎりではない。

法第20条〔保証の提供〕

すべての水先人は、保証を提供しなければならない。

令第21条〔保証の種類〕

船舶の機装および海上売買に関する1969年1月3日の法律第20条に定める保証は、金銭、国債もしくは国の保証する証券、または銀行もしくは国の認める民間金庫の保証により、これを提供することができる。この提供の承認は、海運担当大臣が行う。

令第22条〔保証金の預託〕

保証に供される金銭および有価証券は、預金供託金庫に預託され、供託に関する制度の適用を受ける。

令第23条〔保証の評価〕

保証に供される国債その他の有価証券は、証券が預託された日の前日の中値によりこれを評価する。ただし、その価額は券面額を超えることはできない。

令第24条〔民間金庫による保証〕

①担保の形式をもって保証を提供する民間金庫は、海運担当大臣の承認を得るために、同大臣に対し、その保証する水先人の氏名ならびに保証の種類および額を記載した申請書を提出しなければならない。海運担当大臣は、民間金庫に対し、担保の額につき必要な一切の証明を求めることができる。

②担保は、保証と同様に、命令第21条ないし第23条の定める条件にしたがって、金銭または証券によりこれを提供することができる。

③払込の金額は、海運担当大臣の理由を付した決定により、提供すべき保証額の10分の1にこれを減額することができる。ただし、公認金庫は担保した保証の全額につき常に責任を負う。

④海運担当大臣は、担保された保証額の10分の1の払込がない場合においても、前項と同一の条件にしたがって、公認金庫の提供する担保を認めることができる。

令第25条〔保証提供の時期〕

水先人は、その就任の時から6ヵ月内に、船舶の機装および海上売買に関する1969年1月3日の法律第20条に定める保証を提供しなければならない。

令第26条〔保証提供の証明〕

水先人は、その水先区の手配官 (l'administrateur des affaires maritimes de leur quartier) に対し、金銭の払込もしくは証券の交付または公認金庫による担保の設定を証明する書面を提供して、保証の提供を証明しなければならない。

令第27条〔保証の額〕

保証の額は、海運担当大臣の命令をもって定める。

令第28条〔水先人の終任と保証〕

①終任した水先人は、その終任を認める決定のあった日から3ヵ月経過した後でなければ、保証の返還を請求することができない。

②水先人の終任の日は、水先区の手配官事務所においてこれを掲示し、水先区の長は、商事裁判所書記局に対し、その終任の届出を行う。終任の届出は、商事裁判所の開廷場所において3ヵ月間これを掲示する。

③商事裁判所書記官により証明書が交付されたときは、保証の返還につい

ていかなる異議の申立もなかったこと、または申立のあった異議が撤回されたことを証明する。

④保証の目的物を所持する第三者は、保証の金額から水先人に対してなした支払につき、その支払が前項に定める証明書および海運担当大臣もしくはその代理人の許可を審査したのちになされたものであるときは、免責される。

⑤公認金庫によって提供された担保は、前項と同一の条件にしたがって解放される。

法第21条〔水先人の責任の免除〕

水先人は、保証金の委付により、法第18条および第19条に基づく民事責任を免除される。ただし、水先人の過失が海運懲戒刑事法典 (Code disciplinaire et pénale de la marine marchande) 第79条に定める犯罪行為に当たるときはこのかぎりではない。

法第22条〔保証金の上の先取特権〕

①水先人の提供した保証金については、水先人の職務の遂行における過失に基づき水先人に対して命じられる損害賠償の支払を担保するため、第1順位の先取特権が認められる。

②水先人の提供した保証金については、その保証金の全部または一部を形成するため貸し付けられた資金の償還のため、第2順位の先取特権が認められる。

令第29条〔損害賠償債権の先取特権の実行〕

船舶の機装および海上売買に関する1969年1月3日の法律第22条第1項に定める第1順位の債権者の先取特権は、水先区の商事裁判所書記局、保証が預託された金庫または担保を提供した公認金庫に対し、理由を付した異議申立または差押命令によりこれを実行する。

令第30条〔貸付金の先取特権の証明〕

①船舶の機装および海上売買に関する1969年1月3日の法律第22条第2項に定める資金貸与者の有する第2順位の先取特権は、資金の交付の時に資金の貸与者から第三所持者 (tiers détenteur) に対して交付される通知書によって証明しなければならない。

②前項の通知書には、水先人の氏名、保証金の額および水先人に対する貸付の事実を、貸付証書または保証証書を示して記載しなければならない。

③第2順位の先取特権者による異議申立は、いかなる場合においても、保証金の利息の支払いを妨げない。

法第23条〔貸付金に対する差押えの制限〕

保証のために供された資金は、水先人の就任期間中は、法第22条により先取特権を認められた債権以外の債権に基づいてこれを差し押さえることはできない。

法第24条〔保証の方式〕

法第20条ないし第23条の適用の方式は、命令をもって定める。

法第25条〔訴権の時効〕

水先に際して生じた訴権は、当該水先業務の終了後2年を経過したときは、時効により消滅する。

第3節 曳 船

法第26条〔港湾における曳船の指揮権と損害の負担〕

- ①港湾における曳船は、被曳船の船長の指揮のもとに行う。
- ②曳船中に生じたあらゆる種類の損害は、曳船の過失が証明された場合を除き、被曳船がこれを負担しなければならない。

法第27条〔港湾曳船における特約の場合〕

曳船契約の当事者は、明示かつ書面による合意をもって、曳船の船長に対して曳船の指揮を委ねることができる。この場合、曳船中に生じた損害は、被曳船の過失が証明された場合を除き、曳船がこれを負担しなければならない。

法第28条〔外洋における曳船の指揮権と損害の負担〕

- ①外洋における曳船は、曳船船長の指揮のもとに行う。
- ②曳船中に生じたあらゆる種類の損害は、被曳船の過失が証明された場合を除き、曳船がこれを負担しなければならない。

法第29条〔外洋曳船における特約の場合〕

曳船契約の当事者は、明示の合意により、被曳船の船長に対して曳船の指揮を委ねることができる。この場合、曳船中に生じた損害は、曳船の過失が証明された場合を除き、被曳船がこれを負担しなければならない。

法第30条〔訴権の時効〕

曳船に際して生じた訴権は、曳船の終了後2年を経過したときは、時効により消滅する。

第2編 海上売買

法第31条〔任意規定〕

本編の規定は、当事者の意思を補充する。

第1章 積地売買

法第32条〔危険および費用の負担〕

積地売買においては、契約の条件にしたがい売買の目的物が引渡された日から、買主がその目的物について危険および費用を負担する。

法第33条〔買主の通知義務〕

買主は、相当の期間内に、目的物を船積みすべき船舶の名称および船積みの期日を売主に通知しなければならない。

法第34条〔船側渡し〕

①売主は、買主が定める日に、指定された船舶の最寄りの埠頭において目的物を引渡ししなければならない。

②売主は、24時間以内に、慣行的な方法によって、引渡しの旨を買主に通知しなければならない。

法第35条〔本船渡し〕

《本船渡し》条項は、本船上での引渡しを売主の義務とする。

第2章 揚地売買

法第36条〔危険および費用の負担〕

揚地売買においては、売主が目的物の危険および費用を負担する。

法第37条〔着船渡し—その1〕

①特定船舶による着船売買において、売主は、目的物を船積みした船舶の名称を買主に通知しなければならない。

②物品が滅失した場合に、前項に定める通知の発信後に事故が生じたときは、売主は物品を再度発送する義務を負わない。

法第38条〔着船渡し—その2〕

①不特定船舶による着船売買において、売主は、物品を運送人に引渡し、かつ、その運送人の名称を買主に通知しなければならない。

②物品が滅失した場合に、不特定物であるときは、売主は、契約の条件にしたがい同一数量の目的物を買主に再度発送しなければならない。

第3章 C A F 売買

法第39条〔売主の義務〕

①CAF（費用、保険、運賃）売買において、売主は、運送契約を締結し、物品を船積みし、かつ、運送の危険に対して物品に保険を付す義務を負う。

②売主は、遅滞なく、前項の発送と一致する慣行上の書類を、買主に送付しなければならない。

法第40条〔買主の義務・危険負担〕

買主は、商品代金、保険料および運賃を不可分の内容とする金額を支払う債務を負担する。運送の危険は、買主がこれを負担する。

法第41条〔重量に関する留保条項〕

《到着時の重量》、《陸揚港において引渡される重量》その他これに類似の条項を単に契約に挿入しても、それはCAF売買の性質を変更しない。

附 則

法第42条〔廃止規定〕

商法典第221条ないし第228条、第230条ないし第237条、第239条ないし第249条、第311条ないし第331条、第430条ならびに第434条、海上における水先制度に関する1928年3月28日の法律第7条、水先人の民事責任に関する

1935年3月14日の法律その他本法と抵触する規定は、これを廃止する。

令第33条〔廃止規定〕

本命令に抵触する規定は、これを廃止する。

法第43条〔本法の施行期日〕

本法は、船舶の機装および海上売買に関する命令がフランス共和国官報に公布されてから3ヵ月経過した日より施行する。

法第44条〔海外領土に対する本法の適用〕

本法は、海外領土にもこれを適用する。

令第34条〔海外領土に対する本命令の適用〕

本命令は、海外領土にもこれを適用する。